

浄化槽を使用している皆さまへ

三重県

あなたの浄化槽はきちんと動いていますか？

浄化槽法の改正により、浄化槽の放流水に水質基準が定められ、適正に維持管理されていない浄化槽についての罰則規定が強化されました。

浄化槽は、トイレ・台所・風呂場など家庭から排出された汚れた水を、微生物の働きを利用してきれいになっているため、浄化槽設置後の維持管理（保守点検・清掃・法定検査）が非常に大切です。

浄化槽の維持管理が不十分な場合、微生物の働きが低下し、悪臭の発生、汚れた水の流出につながり、川や海の汚濁の原因となります。

このため浄化槽法では、川や海の環境を守るため、保守点検、清掃、法定検査といった浄化槽の維持管理に関するルールが定められています。



○ 浄化槽法の主な改正内容は次の3点です。（平成18年2月1日施行）

- ① 浄化槽の放流水について水質基準が定められました。
- ② 浄化槽の使用を廃止した場合、使用廃止届けの提出が定められました。
- ③ 知事は、法定検査を受けていない浄化槽管理者に対して、指導監督ができるようになり、罰則規定（30万円以下の過料）が定められました。

※ 平成18年2月1日以降に設置された浄化槽について、放流水の水質基準がBOD（注）20mg/l以下及びBOD除去率90%以上であると定められました。

※ 法定検査とは、三重県知事の指定検査機関である（社）三重県水質保全協会による浄化槽の機能を総合的に判断する検査です。

※ 浄化槽の適正な維持管理を徹底するため、知事は、法定検査を受けることを確保するために指導・助言をすることができ、かつ、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは勧告・命令をすることができ、その命令に違反した場合には罰則（30万円以下の過料）が適用されることとなりました。

（注）BOD：生物化学的酸素要求量といい、水中の有機物による汚濁の程度を示す指標です。